

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 川本耳鼻咽喉科医院
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 広島市南区宇品神田 1 丁目 1 番 3 号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成元年 12 月 8 日
 (4) 設立登記年月日 平成元年 12 月 19 日
 (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数	
病院			一般病床	床
			療養病床	床
			[医療保険	床]
			[介護保険	床]
			精神病床	床
			感染症病床	床
			結核病床	床
診療所	川本耳鼻咽喉科医 院	広島市南区宇品神田一丁目1番3 号	一般病床	床
			療養病床	床
			[医療保険	床]
			[介護保険	床]
介護老人 保健施設			入所定員	名
			通所定員	名
介護医療 院			入所定員	名
			通所定員	名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション		
在宅介護支援センター 【 市（町、村）から委託を 受けて管理】		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
駐車場業		
料理品小売業		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月30日 令和2年度決算の決定

令和4年3月26日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要領の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を発行する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和 年 月 日 病院開設許可（令和 年開院予定）

令和 年 月 日 診療所開設

令和 年 月 日 訪問看護ステーション 開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和 年 月 日 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関

令和 年 月 日 小児救急医療拠点病院

令和 年 月 日 エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人川本耳鼻咽喉科医院 ※医療法人整理番号
 所在地 広島市南区宇品神田一丁目1-3

財 産 目 録
 (令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額 . 99,523 千円
 2. 負 債 額 . 2,921 千円
 3. 純 資 産 額 . 96,601 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	. 39,861
B 固 定 資 産	. 59,661
C 資 産 合 計 (A+B)	. 99,523
D 負 債 合 計	. 2,921
E 純 資 産 (C-D)	. 96,601

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 川本耳鼻咽喉科医院

※医療法人整理番号

所在地 広島市南区宇品神田一丁目1-3

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	39,861	I 流動負債	2,825
II 固定資産	59,661	II 固定負債	96
1 有形固定資産	59,258	負債合計	2,921
2 無形固定資産	383	純資産の部	
3 その他の資産	20	科目	金額
		I 出資金	25,000
		II 積立金	71,601
		純資産合計	96,601
資産合計	99,523	負債・純資産合計	99,523

様式4-2

法人名 医療法人 川本耳鼻咽喉科医院

※医療法人整理番号

所在地 広島市南区宇品神田一丁目1-3

損 益 計 算 書
(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	53,433
2 事業費用	54,424
事業損失	- 491
II 事業外収益	1,265
III 事業外費用	1
経常利益	271
税引前当期利益	271
法人税等	182
当期利益	- 89

様式 5

法人名 医療法人川本耳鼻咽喉科医院 ※医療法人整理番号

--	--	--	--

 所在地 広島市南区宇品神田一丁目1番3号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当無し									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当無し							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

医療法人 川本耳鼻咽喉科医院 社員総会 御中
医療法人 川本耳鼻咽喉科医院 理事会 御中

令和4年 5月27日

監事監査報告書

医療法人 川本耳鼻咽喉科医院

監事

私は、医療法人川本耳鼻咽喉科医院（以下、法人といいます。）の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における業務及び財産の状況等について、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第46条の8第1号、同条第2号及び定款第16条第5項第1号、同条項第2号の規定に基づき、以下の方法により監査を行い、その結果につき、以下のとおり報告いたします。

記

第1 監査の方法の概要

1 業務監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務に関する事業報告を求める等し、業務監査を実施しました。

2 財産の状況に係る監査の方法の概要

私は、財産の状況等について、調査し、理事等からその報告を求めました。また、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、会計帳簿等の調査を行い、さらに、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針、その他の注記及び財産目録（以下「計算書類」という。）について、監査を実施しました。

第2 監査意見

1 業務監査結果

理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められず、また、事業報告書について、法令及び定款に従い、法人の状況につき、すべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2 財産状況監査結果

計算書類は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行（医療法第50条）及びその他の法令並びに定款、理事者が採用した会計方針等に従い、損益及び財産の状況を重要な点において正しく示し、また、会計帳簿は、記載すべき事項を重要な点において正しく記載し、さらに、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

以上